

松江市告示第 451 号

松江市測量・建設コンサルタント業務等に係る委託契約競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 9 月 20 日

松江市長 上 定 昭 仁



松江市測量・建設コンサルタント業務等に係る委託契約競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示

松江市測量・建設コンサルタント業務等に係る委託契約競争入札参加資格審査要綱（平成 17 年松江市告示第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(審査)</p> <p>第 3 条 前条の規定により入札参加資格審査を受けようとする者は、次に掲げる書類（当該内容を記録した電磁的記録を含む。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 市税納付状況調査同意書</p> <p>(6) 消費税及び地方消費税納税証明書</p> <p>(7) 社会保険料の滞納がないことを証明する書類</p> <p>(8) 国民健康保険料納付状況調査同意書</p> <p>(9) 誓約書</p> <p>(10) 役員等名簿</p> <p>(11) 業務に関する登録通知書等の写し</p> <p>(12) 財務諸表</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>	<p>(審査)</p> <p>第 3 条 前条の規定により入札参加資格審査を受けようとする者は、次に掲げる書類（当該内容を記録した電磁的記録を含む。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 契約の締結について権限を委任する場合は、その委任状</u></p> <p>(6) 市税納付状況調査同意書</p> <p>(7) 消費税及び地方消費税納税証明書</p> <p>(8) 社会保険料の滞納がないことを証明する書類</p> <p>(9) 国民健康保険料納付状況調査同意書</p> <p>(10) 誓約書</p> <p>(11) 役員等名簿</p> <p>(12) 業務に関する登録通知書等の写し</p> <p>(13) 財務諸表</p> <p>(14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>

附 則

この告示は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。